

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

B型・C型
肝炎
ウイルス

初回精密検査費用の 助成が受けられます

【初回精密検査とは】

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、
初めて医療機関で受ける精密検査



対象となる方

次のいずれかで実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された都民

- (1) 区市町村又は東京都保健所
- (2) 職域（職場）
- (3) 妊婦健診
- (4) 手術前検査

申請期間

肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内（消印有効）

対象となる費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料、血液検査及び超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

都では、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費や肝炎定期検査に対する費用助成も行っています。詳しくは都疾病対策課まで。

お問合せ・申請先

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課

電話 03-5320-4476

東京都 肝炎対策

検索

